

社会生活基本調査実施の概要

1 調査の目的

社会生活基本調査（総務省所管指定統計第 114 号）は国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的として、昭和 51 年の第 1 回調査以来 5 年ごとに実施されており、平成 18 年で 7 回目の調査となる。

2 調査の期日

平成 18 年 10 月 20 日（金）午前 0 時現在
ただし、「生活時間について」は、10 月 14 日（土）から 10 月 22 日（日）までの 9 日間のうち、調査区ごとに指定された連続する 2 日間

3 調査の対象

総務大臣が指定する調査区（調査票 A……約 6,350 調査区、調査票 B……約 350 調査区）の中から総務大臣が定める方法により選定された世帯（約 8 万世帯）の 10 歳以上の世帯員（約 20 万人）が対象。

奈良県においては、124 調査区（調査票 A……120 調査区、調査票 B……4 調査区）の約 1,500 世帯の 10 歳世帯員約 4,000 人が対象。

4 調査事項

調査票 A……過去 1 年間の生活行動及び 1 日の生活時間の配分について、行動をあらかじめ決められた分類にあてはめて記入する。

調査票 B……1 日の生活時間の配分について、行動を日誌のように自由に記入する。